

太陽光発電に関する許可要件が変わります

図環境課(衛生センター庁舎) ☎73-6644

太陽光発電設備設置事業計画の許可に係る面積要件などを
変更するために、南島原市自然環境、景観等と太陽光発電設
備設置事業との調和に関する条例の一部を改正し、令和6年
5月1日から施行します。



【改正の概要】

●面積の要件

太陽光発電設備の設置を目的とした林地開発の許可対
象要件に準じて、市長の許可を必要とする事業区域を
「1ヘクタールを超えるもの」から「0.5ヘクタールを超
えるもの」に変更しました。

また、既存の太陽光発電設備区域と新規事業区域が
同一区域とみなされる場合は、両方の施設面積を合算
して0.5ヘクタールを超える場合も、市長の許可が必要
となります。(第13条関係)

事業者に対する報告・資料提供および事業区域への立
ち入り検査に係る面積要件を0.5ヘクタールを超える事
業区域に変更しました。(第33・34条関係)

●その他

太陽光発電設備の適正な維持管理と災害発生時の措置
に関する報告の規定を追加しました。
(第35条関係)

事業を廃止した場合は、法律に基づき、太陽光発電設
備を放置することなく、速やかに撤去し、自らの責任
で適正に処分するように規定を追加しました。
(第36条関係)

※詳しくは市のホームページをご確認
ください。



市HP

し尿処理手数料のコンビニ収納開始

図衛生業務課(衛生センター庁舎) ☎73-6645

令和6年4月発行分から、し尿処理手数料の納付書がコンビニ収納用に新しくなります。

これまでの納付書は支払い場所が市役所の各支所や金融機関に限られており、平日の昼間にしか取り扱うこ
とができませんでしたが、新しい納付書は全国の主なコンビニで曜日や時間に関係なくいつでも支払うことが
できます。

●利用できるコンビニ(一部記載)

セブン-イレブン/ファミリーマート/ローソン/
デイリーヤマザキ/など
各店舗の営業時間内であれば、365日24時間い
つでも納付できます。

※上記以外でも納付できます。詳しくは市ホーム
ページをご覧ください。

●コンビニ納付ができない場合

(例) 納付金額が30万円を超えるもの
バーコードが印字されていないもの
金額の訂正があるもの
納付期限が過ぎたもの など

●口座振替(引き落とし)のおすすめ

お支払いは、納付に出かける手間が省けて納め忘
れの心配がない口座引き落としが便利です。

一度手続きをするだけで、納期の最終日となる毎
月月末(12月および3月は25日)に指定口座から自
動的に引き落とされます。また納付の記録が通帳に
残りますので、領収書を保管しておく必要がありま
せん。

なお、十八親和銀行について
はネットからの申し込みも可能
です。



市HP

4月5日(金)から 狂犬病予防注射が始まります

図環境課(衛生センター庁舎) ☎73-6644

犬(生後91日以上)を飼っている人には、犬を登録し、毎年1回狂犬病予防注射を受けさせる義務があります。
市では、下記のとおり各地区を巡回して狂犬病予防注射を実施します。

◆案内ハガキが届いた人は、問診欄を記入のうえハガキを当日持参してください。

◆動物病院で狂犬病予防注射を受けさせた人は、「注射済証」を各支所または環境課に持参して注射済票の交付を
受けてください(注射済票交付手数料550円が必要となります)。

●予防注射費用(1頭当たり)

①登録済みの犬…… 3,350円

【注射済票交付手数料(550円)を含む】

②新規登録の犬…… 6,350円

【登録手数料(3,000円)+注射済票交付手数料(550円)を含む】

日	地区	種類	時間
4月5日(金)	加津佐町	加津佐津波見体育館(旧津波見小)	10:00~10:20
		東申公民館	10:35~11:10
		加津佐宮原体育館	11:30~11:50
		加津佐公民館	13:20~13:50
		加津佐支所	14:10~15:00
4月10日(水)	口之津町	口之津運動広場(旧町民グラウンド)	10:00~11:00
		早崎漁港	11:20~11:40
		旧口之津支所跡地	13:10~13:50
4月12日(金)	南有馬町	古園地区公民館	9:30~9:45
		北岡天満宮	10:00~10:15
		浦田名公民館	10:30~10:50
		南有馬庁舎	11:10~11:50
		吉川名公民館	13:15~13:30
		白木野名公民館	13:50~14:10
4月16日(火)	北有馬町	梅谷地区公民館	14:30~14:45
		北有馬折木公民館	9:20~9:40
		原山バス停付近	10:00~10:20
4月22日(月)	布津町	北有馬ふれあい交流広場	10:40~11:15
		灰木消防団詰所(旧西正寺小)	11:30~11:45
		北有馬支所(北有馬老人福祉センター前)	13:10~14:00
		潮入崎公民館	10:00~10:30
4月24日(水)	深江町	布津第二体育館(旧布津小第二分校)	10:45~11:05
		旧住吉工務店倉庫	11:20~11:50
		世紀の泉	13:15~14:00
4月24日(水)	深江町	深江瀬野運動広場	10:00~10:40
		深江支所	11:00~11:50
		深江運動場(旧町民グラウンド)	13:20~14:00
		深江みどりが丘運動広場	14:20~14:50

日	地区	種類	時間
4月17日(水)	西有家町	須川港バス停付近	9:30~10:15
		龍石消防団詰所	10:30~10:55
		西有家公民館長野分館	11:10~11:45
		西有家公民館慈恩寺分館	13:20~13:45
		見岳消防団詰所	14:00~14:40
		西有家庁舎裏	15:00~15:30
4月19日(金)	有家町	有家農村婦人の家	9:30~10:10
		有家東部地区農林漁業者 トレーニングセンター	10:25~10:45
		堂崎公民館	11:05~11:45
		有家庁舎	13:10~14:00
4月22日(月)	布津町	小川公民館	14:15~14:30
		潮入崎公民館	10:00~10:30
		布津第二体育館(旧布津小第二分校)	10:45~11:05
4月24日(水)	深江町	旧住吉工務店倉庫	11:20~11:50
		世紀の泉	13:15~14:00
		深江瀬野運動広場	10:00~10:40
		深江支所	11:00~11:50

犬の登録内容に変更が生じた場合

次の場合は届出が必要となりますので、各支所また
は環境課で手続きをしてください。

①犬が死亡した場合(鑑札および注射済票を持参してく
ださい。)

②犬の所有者が替わった場合

③犬の所有者の氏名または住所が変わった場合

④犬の所在地が変わった(転入または市内転居)場合

※市外に転出した場合は、転出先の市区町村でお手続き
ください。

犬の飼い主の皆さんへ(お知らせ)

犬の放し飼いやフンの後始末などについて、多くの苦情が寄せられてい
ます。

犬の飼い主は自覚と責任を持って、他人に迷惑をかけないようにしま
しょう。

●犬の放し飼いは違法行為です。散歩の時必ずリードを装着してください。

●散歩中に犬がフンをしたら、必ず回収して持ち帰ってください。

●周辺の生活環境に支障を及ぼさないよう、最低限の衛生管理やしつけを
行ってください(におい、抜け毛、鳴き声など)。

●犬には鑑札、注射済票を装着してください。